

平成 26 年度第 2 回三重県社会福祉審議会 議事概要

日時：平成 27 年 1 月 16 日（金）13：30～15：30

場所：三重県勤労者福祉会館 6 階研修室

【出席委員（敬称略） 16 名】

渥美秀人、井村正勝、片山眞洋、木下美佐子、久留原進、佐藤ゆかり、
土森弘和、長友薫輝、中野喜美、西田健、濱井初男、平松俊範、
藤井光照、藤田せつ子、南出光章、宮本佳宥

【報告事項】

（１）次期「みえ高齢者元気・かがやきプラン」（中間案）について

< 資料に基づき事務局から説明 >

< 質問・意見 >

渥美委員：

資料 3 頁「（１）介護サービス基盤の整備 認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスの整備の支援を行います」に関して、昨年桑名市から県に協議の申請があった。これは、地域密着型サービスを桑名市で育てるために、訪問介護や通所介護の指定を都道府県と協議するというものであるが、鈴鹿市においても地域密着型がなかなか根づきにくい状況である。

そこで、桑名市の協議以降、同様の協議が桑名市以外の県内市町から出されているかどうかと、地域密着型の整備について具体的な支援策があれば教えていただきたい。

事務局（長崎課長）：

質問の一点目について、桑名市の協議以降は、現在のところ他の市町からは協議が出ていない状況である。

二点目の地域密着型サービス整備の支援については、今回の政府予算案の中で「地域医療・介護総合確保基金（介護分 724 億円）」が創設されることになったところである。その中には「介護施設等の整備に関する事業」と「介護従事者の確保に関する事業」があり、一つ目の「介護施設等の整備に関する事業」の中で、地域密着型特養等の地域密着型サービスの施設整備に必要な経費等について支援できる制度になっている。その基金を造成し、施設整備についても支援を行っていきたいと考えている。

藤田委員：

資料3頁「(3) 認知症施策の推進 診療所型認知症疾患医療センターの必要性も含め、設置について検討します」について、どのように検討しようと考えているか。また、今三重県内に何か所あって、これからどれくらい増やしていきたいと考えているか、教えていただきたい。

事務局（長崎課長）：

認知症疾患医療センターについては、現在、基幹型1か所（三重大学附属病院）と、地域型として2次医療圏ごとに1か所ずつの計4か所がある。診療所型認知症疾患医療センターは現在のところ県内にはない。

認知症疾患医療センターについては、第5期三重県介護保険事業支援計画において「2次医療圏ごとに最低1か所ずつの疾患センターを置く」と位置づけ、現在1か所ずつ設置できている状況である。

診療所型認知症医療センターについては、現在の認知症疾患医療センターの動向や受診されている方の数等の現状を来年度に調査し、それをふまえ、診療所型認知症疾患医療センターの必要性等について考えていきたい。

そのため、現時点で「いくつ設置する」ということについては決まっておらず、設置については国の予算の関係で国との協議も必要になってくる。

井村委員長：

国との予算の問題はもちろんあると思うが、三重県なりの考え方はないか。

事務局（長崎課長）：

来年度に実際どういう状況かという実態を調査し、診療所型認知症疾患医療センターが必要かどうかということも含め、検討していきたい。

井村委員長：

資料4頁「(7) 潜在的有資格者」について、「潜在的有資格者は介護現場への再就業の希望がある」ということが調査か何かで分かっているのか。

事務局（山岡課長）：

ここで触れているのは「介護福祉士」という国家資格であり、三重県内でも今年現在で約17,000人の方が資格を持っている。全国的なデータ資料しかないが、「国家資格を持ちながらその資格を活用しておらず非就業の方」が全国で4割いて、これを三重県に当てはめると、県内でも7,000名くらいいるのではないかと考えられる。登録制度がないので実態は把握できていないが、国においても登録制度を検討されているので、県としても制度を活用しながら、三重県社会福祉協議会の福祉人材センターに委託する形で研修受講や職場体験に取り組み、介護職場への再就業につなげていきたいと考えている。

(2) 次期「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(中間案)について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

宮本委員：

施設見学に行くと、入所している方の親御さんから「私らが年をとった後の子どもの面倒は誰が見てくれるのだろうか。」という声を聞く。私どもも質問を受けてもなかなか答えが出ない状況であり、県や市町において、どんな考えを持って、どんな対応をされるのか教えていただきたい。

事務局(森下課長)：

保護者から「自分に何かあった時に子どものことが心配である。」という声はたくさんお聞きしている。

そういったケースについては、一つは入所施設に入所していただく方法がある。

もう一つは、グループホームで生活し、日中は生活介護の事業所や就労継続支援の就労系の事業所に通っていただく方法がある。親御さんが亡くなった後も、昼間は施設の支援員が支援し、夜間はグループホームで支援員が支援する形である。しかしながら、「地域での生活が難しく入所施設に入りたい。」ということで実際に入所待機をされている方もかなりいる状況である。

宮本委員：

今言われたようなことを親御さんには説明されているのか。

事務局(森下課長)：

各市町が一人ひとりに応じた障害福祉サービス等利用計画を策定する際に、本人や保護者に説明をしている。

県としては、肢体不自由児協会など保護者の方が集まる場で説明をしている。

西田委員：

宮本委員の質問に関して、親御さんは大変な思いでおられると思う。

市町の状況について申し上げますと、現実的にはグループホーム等で受け入れる体制になっていないということを県としてもしっかり認識していただき、プランの中でグループホームをどれだけ創設していくのかということも位置づけていかないといけない。プランの中で数値を示すことにより、家族も安心すると思う。市町もしっかり取り組んでいくが、県としても支援体制をプランの中に明確に掲げていくことが大事である。

話は変わるが、特別支援学校における切れ目のない相談支援体制の強化をお願いしたい。臨床心理士などの専門職種を配置しない状況で、発達支援の体制が確保できるのか疑問に思っている。県内の状況はどうなっているかお聞かせいただきたい。

事務局（森下課長）：

一点目のグループホーム等の受け皿の件については、資料9頁「第4編 地域生活移行・就労支援等に関する目標および指定障害福祉サービス等の見込み」欄に、ニーズや施設の必要数等を集約し掲げていくこととしているが、現在取りまとめ中であり具体的な数字は出していない。目標に向けて、県としても補助制度等を活用し、整備の支援を進めていきたいと考えている。

二点目の特別支援学校における臨床心理士の配置については、いただいたご意見を県教育委員会に伝えたい。

西田委員：

教育委員会と協議していただきたいと思う。三重県内の状況は分からないが、臨床心理士が配置されている県もあるので、計画をされる場合は、これからの発達障がいの支援のあり方について踏み込んでお願いしたいと思っている。

中野委員：

「保護者亡き後」という当事者としては、地域で生活する時にグループホームがあれば安心かということそうではない。「障がい者一人ひとりがどんな生活をしていけるか」という一点を目標に、保護者は日々子どもたちと過ごしているわけであり、「地域での多様な生活が実現する社会」に向けてプランの実現に取り組んでいただきたいと思うのでよろしくをお願いしたい。

話は変わるが、人権擁護という点で成年後見制度があるが、資料の中には出てきていない。県としては成年後見制度についてどのように考えているか。

事務局（山岡課長）：

成年後見制度は導入されてから定着しつつあると思うが、中にはご本人あるいはその家族の方で申立ができない方がいて、その場合には市町長が申立することができる制度がある。しかし、法的に難解な部分があるので、県としては市町の方々に活用していただけるように研修会を年に1回程度実施している。

また、市町の社会福祉協議会によっては、成年後見のサポートセンターを設置しているところもあり、そういった取組を他の市町でも進めていただけるように、県として情報共有をしているところである。

佐藤委員：

プランについて、「ジェンダーの視点」、複合的なハンディキャップを持った方、例えば「女性であり知的障がいを持った方」といった視点に欠けているように思う。確かに基本理念には「性別」という言葉を謳っているが、第2編以降の具体的な取組の中にそれが十分に落とし込まれていないのではないかなと思う。

「障害者支援施設入所者・入所待機者および精神科病院入院者意向調査」の調査結果速報データについても、男女別の統計になっていないので、ジェンダーの問題が浮き彫りになっていないように思われる。

国の第3次男女共同参画基本計画では、「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」が新たな分野として一つ盛り込まれた。もう一つ新たに盛り込まれた分野に「防災」がある。防災については、三重県の防災計画や避難所運営マニュアルに、男女共同参画の視点や女性特有の視点など、くどいくらいに入れてもらっているので、この障がい者のプランについても、そうした視点を入れていただけるようお願いしたい。

事務局（森下課長）：

いただいたご指摘をふまえて十分に検討したい。

土森委員：

新しく「権利の擁護に関する取組」が盛り込まれたことについて、私どもも活動しているが、なかなか県民挙げての意識の高まりが少ない状況である。来年4月に障害者差別解消法が施行されるにあたって、フォーラムなど意識啓発活動を実施していく必要があると思うが、そのあたりについてのお考えをお聞きしたい。

事務局（森下課長）：

障害者差別解消法では差別の禁止はもちろんのこと、合理的配慮も大きなポイントとなる。

プランにおいては別冊4の58頁「権利の擁護」の中に「施策の展開（1）障がいを理由とする差別の解消」という項目を立てて、「平成28年4月の『障害者差別解消法』の施行に向けて、障がいを理由とする差別の解消に向けての県民の関心と理解を深めるとともに、差別の解消を妨げている要因の解消を図るため、啓発活動を行います。」といった内容や、 の内容も含めて差別解消に関連する施策を掲げている。

予算については今調整中であり、具体的な時期については申し上げにくいですが、こういったことを実施していく考えである。

井村委員長：

資料 10 頁のグラフ「将来生活したい場所」について、「違うところ / 病院以外での生活が良い」が障害者支援施設入所者は 34.1%、精神科病院入院者が 62.1%というのはいかなと感じている。

私がこの前見学した施設では、障がい者の方々が本当にいきいきとして楽しく働いていて、経営者の方が「従業員の給料は他社よりもあげてますよ。生きがいを持たせてやらせてますよ。」とっていて、私は「経営者の方すごいな。」と非常に感激した。

そのようなところが増えれば増えるほど「違うところでの生活がよい」の割合は上がるわけで、自宅にいるよりもこういう施設にいた方がこの方たちにとっては居心地がいいし、やりがいがあって元気が出るのではないかなと思っている。

このような事例をいろいろ知って、参考にしていけるとよい。

事務局（森下課長）：

この意向調査の対象は障害者支援施設、支援施設というのはいわゆる入所施設である。施設の中でほとんど外に出ることもない生活をしており、20 年以上生活している方が多いというデータも出ており、そういう方が本当にそのままずっと施設で暮らし続けたいと考えられているのか、という意向を調査したものである。

井村委員長が言われたのは、就労系の事業所に日中通い、作業をして工賃を得ている方のことではないかなと考えている。そのような方々について工賃を上げ、やりがいのある就労の場になっていくのは大切なことであり、県としても取り組んでいるところである。

井村委員長：

話は変わるが、12月24日にオープンしたステップアップカフェ Cotti 菜について、まだオープンして1か月経過していないが状況はどうか。この間行ったらあまり客がいなくてちょっと寂しい感じがした。もっとPRしていたらと思う。

事務局（森下課長）：

Cotti 菜は雇用経済部において取り組んでいるが、県全体としても県総合文化センターでイベントを実施する時などに Cotti 菜を活用し、全庁的に支援する方針で考えている。

井村委員長：

よろしく願いしたい。

(3)「三重県子ども・少子化対策計画(仮称)」(中間案)について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

宮本委員：

今日の朝テレビで「東京の方で男性の不妊手当を出す」というニュースを見たが、資料を見ると記載があり、三重県でも実施しているのか教えていただきたい。

事務局(栗原次長)：

今年度から実施している。不妊治療に係る助成として市町が実施した場合に、県も補助するという仕組みである。

宮本委員：

東京の方はものすごく目立ったような言い方をしていたが、どこでもやっているんだね。

事務局(栗原次長)：

この制度は三重県が初めてで、三重県と福井県は相当早く制度化し、他県が追随しているような状況である。

宮本委員：

どんどんPRしてもらわなきゃいけない。

井村委員長：

P D C A サイクルで回すということで、ものすごくことがスムーズに進むのではないかなと考えている。P D C A サイクルの結果について、どれくらいの期間で実施するか分からないが、ご説明いただけるのか。

事務局(栗原次長)：

この場でということであるか。

井村委員長：

どこかの場で。

事務局(栗原次長)：

具体的にどう進めていくか詳細は今後検討していくことになるが、少子化対策推進県民会議でこの計画を検討していただいております、P D C A を回していくというところも県民会議を活用していければと思っている。

また、今この場でこの計画を説明させていただいているように、いろいろな審議会等が関係するので、P D C Aの結果等についても必要に応じて適切に説明していければと考えている。

計画期間は平成27年度からであり、この計画に基づくP D C Aのチェックは平成27年度の結果が出て確認していくことになるかなと思っている。

井村委員長：

私が委員を務めている三重県立図書館協議会においては、60 くらいの指標について4か月ごとに委員全員がチェックするというのを2、3年くらいやっていて、具体的なことが書いてあってすごく分かりやすく、とても参考になるやり方だったと思っているので、参考にさせていただければ。

事務局（栗原次長）：

参考にさせていただく。

木下委員：

資料13頁「計画策定の趣旨」のところで「『子どもの貧困率』が16.3%と先進国の中でも深刻な状態となっている」という記載がある。最近NHKの特集などで扱っているのを見ると、子どもだけではなくて親の貧困からの世代間連鎖も非常に関係するということであるが、その部分については計画の中で何かしら位置づけがあるのか教えていただきたい。

事務局（中澤課長）：

子どもの貧困に関する国の法律が成立し、この夏、法律に基づき「国や都道府県、市町村がこれからどのように取り組んでいくか」が大綱という形で国から示された。この計画にどのように位置づけていくのか議論になったが、県としては子どもの貧困対策の計画は来年度策定を進めることとなった。

その中では、県内の貧困の実態等を調査し、また、別途委員会を設け外部委員に審議いただいて、少子化の計画と整合性を持たせる形で計画を策定したいと考えている。

事務局（西城局長）：

補足させていただく。計画の中にひとり親家庭等自立促進計画も含まれており、ご承知のように母子家庭をはじめとするひとり親の貧困の状況が非常に厳しいということが、子どもの貧困の大きな要因としても承知している。

ひとり親の計画についてはこの後概要を説明させていただくが、今年度新しい計画を策定し、計画の中に数値目標などもこれから掲げようと考えている。今年度は子どもの貧困のかなり大きな割合を占めるひとり親の部分につ

いて計画を定め、来年度から取組をスタートさせる。そのうえで、先ほど中澤課長が申し上げたように、来年度、子どもの貧困全般について計画を策定したいと思っている。

県の取組としては、子どもの貧困だけではなく、生活保護家庭の対策も含め、貧困のセーフティネットの問題として来年度取り組んでいきたいと考えている。

長友委員：

関連で、基本的には所得格差が健康の格差や教育の格差に連動するということが学問的には決着がついていて、貧困対策が必要だと感じている。

来年度実態を調査するという事なので、よりリアルに三重県内の実態を把握し、対策の必要性を提起するために、ぜひそのような設問も盛り込んでいただきたい。

井村委員長：

貧困に関連して、母子の入所施設はほとんどのケースがDVである。DVがなぜ起こるかということを見ると、先ほど長友委員が発言されたように教育の問題、環境の問題や宗教上の問題などいろんな原因があると思うが、DVが貧困を作っているような気がする。県に「解決しろ」と申し上げて難しいと思うが、うまく解決できる方法があったらいいなと感じている。何かご意見を聞かせていただけませんか。

事務局（中澤課長）：

まさに井村委員長が言われたように、先行して子どもの貧困の調査研究等を行った自治体の報告によると、貧困ということで入所した世帯は虐待のある世帯として児童相談所においてすでに把握されていたり、あるいはDVがあると把握されていたりして、基本的にその関連性は強い状況である。貧困という切り口であるが、虐待やDVといった問題もはらんでいるので、いろいろな角度から捉えて取組を進めていく必要がある。

・三重県子ども・子育て支援事業支援計画（中間案）について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

井村委員長：

私は高校生の教育に対する支援よりも子どもの方が大事だと思っている。高校生だとちょっと遅くて、小さい時に教育の習慣を身につけた方が効果的であり、教育委員会よりも子ども・家庭局の予算を充実した方がいいのではないかと感じている。そのあたりについて教育委員会とやりとりはあるか。

事務局（中澤課長）：

教育委員会において平成 28 年度に教育ビジョンを改定予定であり、今年度からその準備に入ったところである。その中で「就学前教育」が重視されてきており、おそらく全国的にもそういう傾向にあると思う。幼稚園にしても保育所にしてもめざすところは同じであり、学校に入ってきちんと学習をしていける元気な子どもたちを育てていくことを目標にしている。

そういった意味で、教育委員会においてビジョンを策定される中で、私どもも一緒に連携・協力して進めていくのはもちろんのこと、私どものこの子ども・子育て支援事業支援計画においても、教育委員会との連携無くしては事業が進んでいかないと考えている。教育委員会と連携して合同研修を企画するなど、質的な向上をめざし連携して取り組んでいきたいと考えている。

・第三期三重県ひとり親家庭等自立促進計画（中間案）について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

特になし。

（４）「三重県家庭的養護推進計画」（中間案）について

<資料に基づき事務局から説明>

<質問・意見>

井村委員長：

地域分散化や施設の小規模化をしているところを見ると、よくやっているなと感心して拝見するが、本当に大変だと思う。

分散化ということになると、今までとは違う地域に行かなければならないことがあるので、地域の自治会などいろんなところから地域に溶け込められるような支援をしないといけないと感じている。自治会の方に対する説明などで私たちが支援できる場所があれば、施設としても動きやすいので、支援が必要ではないかと考えている。

あとは、空き家対策みたいなものがうまく絡まるといいなと思っている。

事務局（中澤課長）：

井村委員長ご指摘のように、小規模化というのはやはり難しいと言われている。

本体施設は児童養護施設であれば、子ども 5.5 人に対して職員が 1 人という基準により、子ども 30～40 人に対して 5～6 人の職員が処遇するので職員は複数であるが、これが小規模化になると、子どもたちが 6～8 人いるのに対して、時間帯によっては職員が 1 人しかいないということも出てくるので、

小規模グループケアには手厚く職員を配置していく必要がある。そのことに関連して、国の方から政府案が発表され、平成 27 年度予算で養護施設について 5.5 : 1 という職員基準だったものが 4 : 1 に変更され、施設全体として拡充されるという方針も出てきたところである。

施設の地域分散については、県内の状況として津市に児童養護施設が 5 つあり、津市に施設が集中していて県南部には無い状況で、県南部の子どもが入所する場合は県中部や北部に出てこなければいけない。

県南部の子どもが住み慣れた地域で生活するために、県南部にも施設が必要だという意見がある一方で、住み慣れた地域とは別の地域の方がいいのではないかという意見の両方があるが、全体としては、住み慣れた地域での処遇の方が望ましいだろうと言われている。

地域分散化において、地元自治体と自治会のご理解・支援というのは大事なところであり、自治体によって取組の温度差のようなものもあると思われるので、より自治体・自治会の支援をいただけるように取り組んでいきたいと考えている。

(5) 「健やか親子いきいきプランみえ (第 2 次) (仮称) 」 (中間案) について

< 資料に基づき事務局から説明 >

< 質問・意見 >

藤田委員 :

資料 31 頁「(3) 関係団体の役割」に「助産師会」があるが、看護協会について触れられていない。三重県内で助産師が 359 名就労されている中で、300 名以上が三重県看護協会の会員であり、助産師会の会員は現在 100 名を下回っているため、三重県看護協会も加えていただけるといいのではないかと考えている。

プランの内容については三重県看護協会の中でも周知している。

事務局 (中澤課長) :

ありがたく入れさせていただく。

(6) 生活困窮者自立支援制度の施行について

< 資料に基づき事務局から説明 >

< 質問・意見 >

藤井委員 :

学習支援事業についてお願いがある。

県の校長会として、全国学力学習状況調査の結果を重く受け止め、県内の全ての学校で子どもたちの学力向上に取り組むという決意を新たにしているところである。特に、なかなか学習が進まない子どもたちの夏休みの補充学

習など、さまざまな形で学力をつけていこうと取り組んでいる。ただし実態としては、多くの子どもたちが塾に通っているが、生活困窮家庭の子どもたちは、私の知る限りでは学習塾に通っている例はない。そういったことから考えても、このような形で学習の支援をしていただけるとするのはとてもありがたい事業だと考えている。

昨日、市の校長会議があり、この事業について市教育委員会から説明があり、学校に対して、「どういった子どもたちにこういった学習の支援が必要か、具体的な数名を挙げて情報提供してほしい。」という依頼があった。情報を提供するという事は、個人情報を提供することになるが、実際にはどういう形で対象の児童や生徒が決定されていくのか教えてほしい。

例えば、対象者の決定によって「どうしてうちが選ばれたのか」とか「どうしてうちの子が対象なのか」というようなトラブルが起こることもありうる。生活困窮家庭の中には、住環境の整備もなかなかうまくいかない家庭もあるし、地域で孤立しているような家庭もある。また、「自分のうちが就学援助を受けている」ということを周りや子どもに知られたくないと考える方もいる。このような懸念から、学校では就学の援助に関する通知等については、子どもを通して保護者に渡すことは決してせずに、担当の教員が直接保護者のところに持っていき、もしくは保護者に学校に来ていただいてお渡ししている。そういった非常にデリケートな面もあり、就学援助を受ける条件を満たしている家庭に制度の案内をしても、「いやちょっと地域で恥ずかしいから遠慮する」とか「いやいやおじいちゃんやおばあちゃんが反対するから」と辞退される家庭もないわけではない。

そのような実態も市町は分かっていると思うが、ぜひ家庭との信頼関係を構築する中で事業を実施していただきたい。

事務局（山岡課長）：

生活困窮者自立支援法に基づく学習支援は来年度からであるが、県として今年度、生活保護世帯の学習支援をモデル的に3市で実施している。対象者は主に中学生であるが、藤井委員が言われるようにプライバシーに関するので慎重に取り扱うこととしており、例えばモデルの3市ではそれぞれ現業員やケースワーカーが定期的に家庭訪問しているので、その中で保護者と相談のうえ了解していただき、対象者を選定している。

また、学習支援は学習塾のようなところで大学生のボランティアなども活用して実施しているが、プライバシーについては慎重に扱うよう依頼をしている。

そのようなことで、福祉事務所は常にプライバシーに配慮して生活保護事務等をしているので、できれば多くの市町で取り組んでいただきたいと考えている。

事務局（宮川次長）：

補足させていただく。生活保護家庭は生活保護を受給しているので把握できるが、生活困窮者をどのような形で選定するのかという点については、

- ・生活保護を申請したが保護に至らなかった方（新規に生活保護を受給する家庭の2倍くらいいる）
- ・生活福祉資金という低所得者向けの貸付金について申請や相談のあった家庭

を対象に進めていきたいと考えている。ケース記録を作ることになるので、当然本人の同意がなければ情報は提供できない。

【その他】

渥美委員：

総合的な話になるが、この審議会では高齢者や児童、障がい者など対象者別に議論しているが、実はどの制度・施策にも「地域」というキーワードが入っている。まさに地域住民の協力なしには福祉施策・制度ができないような時代になっていると感じるので、この場で地域福祉について議論することがあってもいいのではないかな、そういった課題について当然話し合うべきなのかなという気がした。

鈴鹿市社会福祉協議会では、地域住民の参画を得て、認知症の母と精神障がいのある子ども二人の家庭でいわゆる「ゴミ屋敷」の家庭に対し、職員が訪問して支援をしている。地域の方に参画していただかないと、その人たちが地域から孤立することもあるので、そういったことをぜひ県でも議論できる場を持っていただければ、この審議会の中では無理であれば事項の中に「地域福祉の課題について」というような議題を出していただければ、出席されている委員のさまざまな専門の視点から議論できるのではないかなと感じたので、ご検討いただければと思う。

事務局（坂三課長）：

そういった切り口も大変重要なことだと思うので、一度どのような議論の進め方ができるか検討し、井村委員長とも相談させていただく。

土森委員：

私たち県民も参加をしていくことが大事で、行政とのつながりと連携が大事だと思う。

本日の説明の中に「市町の実情に応じて県はサポートしていく」という書き込みがたくさんあったが、市町に地域間格差が出ないように、県内どこでも同じように県民サービスが受けられるように、覚悟をもってやっていただきたい。

それをこういった審議会でサポートしていくのが私たち委員の仕事であり、相談事等あればそれぞれの組織でカバーしていきたいと思う。

平松委員：

公共職業安定所に行くと、生活困窮世帯だが元気な親がたくさんいて、「本当に働く気があるのか」というような方と面接することがあるが、「やがて結婚して夫婦となる大人への教育、あるいは夫婦間関係のあり方、そして親から子どもへのしつけ」、こういった部分については計画の中ではなかなか言えないところなのかなと感じている。

だから我々が一般県民として行政に協力する体制が必要になるのだろうと思う。そのために私もそのような方向をめざしていきたいと思うが、やはり県としては大人への教育というのは難しいか。

事務局（藤川課長）：

大人への教育については、いわゆる「親学」などの観点で、親になる前の教育としてのライフプラン教育や、地域の子育て支援として「みえ次世代育成応援ネットワーク」が取り組んでいる地域別懇談会等において、いろいろと検討を進めているところである。

ピンポイントで親の教育という形ではないかもしれないが、さまざまな子育て支援の中で、そういった展開も出てくるのではないかと考えている。子育て支援に関わっている大人の方から平松委員の言われたようなお話も聞いているので、今後の検討課題にしたい。

西田委員：

計画については県と市町がしっかりと連携しながら県全体の福祉・健康・医療の取組を進めていくのが大事である。苦言も言わせていただくと、県議会のフッ化物塗付の取組など、はっきりと形が見えないのかなと思っている。紀宝町では歯科プロジェクトでフッ化物塗付やフッ化物洗口に取り組んでおり、しっかり結果が現れている。せっかくできた条例や計画などは、しっかり取り組んでいける体制づくりも大事である。

話は変わるが、一つ感謝を申し上げたいこととして、小学生の医療費助成を実施していただいたのは知事はじめ皆さん方の英断だと思っている。

濱井委員：

西田委員ご指摘のように、議員としても日常的な活動の中でいろいろな方々こういった計画についても話し合いながらしっかりと取り組み、県政に伝えていきたいと考えている。

南出委員：

これからのキーワード「地域包括ケア」には福祉・健康・医療のどの分野も関わってくると感じている。行政・県民の役割は参考にさせていただいた。まだまだ課題はたくさんあるが、一つひとつ考えていきたい。

片山委員：

本日の議題に関して、弁護士としては高齢者の後見の問題、障がい者や子ども、DVの問題などさまざまな事案を扱っているの、こういった背景があるのかと非常に勉強になった。

一点質問であるが、別冊5 附属資料2の12頁「三重県養育費の受給状況」が全国に比べて三重県の割合は高いということであるが、こういった理由によるものか教えていただきたい。

事務局（中澤課長）：

この夏に約1,000世帯を対象に実施した調査において391世帯の方から回答を得たものであり、誤差もあると思われる。

支援策として、母子・父子福祉センター等での相談対応を実施しているが、これは他県においても展開されており、弁護士会等での取組を含めて高い割合が出ているのかもしれないが、分析はできていない状況である。

久留原委員：

本日提示いただいた「みえ高齢者元気・かがやきプラン」については、私どもの老人クラブ活動を項目として取り上げていただき、老人クラブの実態や活動内容、将来方向といった要点を網羅してあり、私どもの意図するところもこれに尽きるので異論はない。

プランの関係で、平成27年度から介護保険制度改正により地域支援事業の一部を市町村で実施することについてお願いがある。

私ども老人クラブとしては全国的に、各単位クラブが地域において地域支援事業の担い手になるとうことを大々的に提案し、県老連でも平成27年度から地域ごとの地域支援事業の地域支え合い活動について、担える範囲のことを全部担っていこうという方向性を出している。もともと老人クラブというのは助け合い活動を活動の基本の一つとしており、今までは仲良しクラブの中の活動であったが、これからは地域全体の中で活躍するという意気込んでいきたいと考えているので、ぜひ、県から市町に対し、「老人クラブに覚悟ができている」ことを通知でお伝えいただきたい。

一つ心配な点として、どの取組にも人材が必要であり、養護老人施設だけでも人手不足の時に、はたしてこれだけの取組をできるのかという懸念がある。これから労働者不足の時代を迎えるので、人材を手当てするバランスをとっていただくようお願いしたい。

木下委員：

先ほどの渥美委員の地域福祉に関する提案に共感し賛同する。「地域福祉」という言葉がいいかどうかはあるかと思うが、各項目だけでなく全体を討論していくということもやはり大事ではないかと思うので、ぜひ考えていただきたい。

全体と言うと実は「ユニバーサルデザイン」である。ユニバーサルデザインというのはあらゆる人ということで、障がい者だけでなく高齢者や女性、外国人の方など、非常に掴みどころがなく私達も説明するのが難しいところもあるが、各委員のお手元に資料を配布させていただいたので、一度全体に目を通して読んでいただきたい。

みえ障がい者共生社会づくりプランに関する説明の中にあつたように、今後、国体やオリンピックキャンプ誘致などもあり、三重県はバリアフリーやユニバーサルデザインに関する取組はずいぶん進んできている。

しかし、まだまだいろいろなところで私達が「実は差別にあたる」間違つた合理的配慮をしている実態がある。

なので、この機会に資料をご覧いただき、興味がある方はホームページ等もぜひご覧いただければと思う。

井村委員長：

県当局におかれては、本日の審議会における委員からの意見を十分に吸収し県政に反映していただきたい。

～終了～